

「授業料後払い制度」申請書（兼 授業料納付猶予申請書）

西暦 年 月 日

崇城大学学長 殿

国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」（以下「本制度」という）の利用を希望し、2027（令和9）年度前期の授業料納入の猶予を申請いたします。

進学予定 の研究科・専攻	工学・芸術 研究科		専攻
出身大学・学部・ 学科	学部	大学	学籍番号※本学学生のみ
		学科	
氏名		生年月日	西暦 年 月 日
住所		携帯番号	

【確認事項】内容を確認の上、□すべてに✓を記入してください

- 本制度の対象学生種別は、大学院の修士課程・博士前期課程のみあることを理解している。
- 本制度の利用に際しては、日本学生支援機構への申込みが必要である。
後日、本学からの案内に従い必ず申込み手続きを行うこと。
- 本制度を利用する場合、第一種奨学金を利用できない（第二種奨学金との併用は可）
- 本制度を利用する場合、保証制度は機関保証とし、人的保証は選択できない。
返還に際しては、後払い対象の授業料相当額に保証料が加算される。
なお、希望者に貸与する生活費奨学金は、月額より保証料を差し引いた金額で支給する。
- 日本学生支援機構への申込みを怠った場合や審査結果が不採用の場合、また一連の手続きにおいて申請に偽りがあった場合は、その時点で別途指定する方法・期日に授業料を納入する。
- 本制度により後払いの対象となる学費は、学則に定める「授業料」のみであり、入学金（本学学生を除く）、施設維持費、教育充実費は含まない。
- 授業料相当額（年間776,000円）は、大学が指定する4月と9月に2回に分けて振り込まれる。
- 在学中は、年度末に適格認定を行い、学業成績基準を満たさない場合には、当該年度をもって後払いを終了する。終了後は、所定の方法で授業料を含む学費の全額を納入する。
- 大学が指定する期日までに授業料を納入できなかった場合は、除籍となる。

上記の内容を理解し、本申請書を提出します。

本人署名 _____

保護者氏名 _____

※各自署名、代筆不可